

生徒会会則

第Ⅰ章 総 則

- 第1条 本会は神奈川県立藤沢西高等学校生徒会と称し、本部を本校内に置く。
- 第2条 本会は神奈川県立藤沢西高等学校の全生徒をもって会員とする。
- 第3条 本会は本校の教育精神に基づき、会員の自主的精神を養い、学校生活の向上を図り、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 本会の決定事項は学校長の承認を得なければならない。
- 第5条 本会の各委員会、各部には顧問を置く。顧問は本会の目的を果たすために適切な指導、助言を行ない、職員と会員との緊密な連絡を図る。

第Ⅱ章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 2名 書記 3名以上 会計 3名以上
- 第7条 会長、副会長はそれぞれ全会員の直接選挙によって選ばれる。選挙権は選挙管理委員以外の全ての会員が有する。但し、被選挙権は選挙管理委員以外の1、2年生のみが有する。
- 第8条 会長は次のことを行う。
- 1) 本会を代表し、本会のすべての会務を統轄する。
 - 2) 総会を招集する。
 - 3) 全会員の中から書記、会計を、生徒委員会の承認を得て任命する。
 - 4) 生徒委員会の招集を要請することができる。
 - 5) 予算審議委員会を招集し、その委員長を務める。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは会務を代行する。
- 第10条 書記は議事を記録し、関係書類を保管する。
- 第11条 会計は会計事務を行い、関係書類を保管する。
- 第12条 役員の任期は11月1日から翌年の10月末までの1年間とし、改選は10月に行う。役員の再任は妨げない。
- 第13条 役員は執行委員、特別委員、運動部連合委員、文化部連合委員、予算審議委員を除く他の委員との兼任は認めない。
- 第14条 会長、副会長、書記は執行委員会の委員長、副委員長、書記を兼ねる

第Ⅲ章 機 関

- 第15条 本会に次の機関を置く。
- (1) 生徒総会 (2) 生徒委員会 (3) 執行委員会 (4) 選挙管理委員会
(5) 予算審議委員会 (6) 監査委員会 (7) 専門委員会 (8) 特別委員会
(9) 運動部連合委員会・文化部連合委員会 (10) 運動部・文化部

第Ⅳ章 総 会

- 第16条 総会は本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成される。
- 第17条 総会は予算・決算の承認、規約の改正、部の新設と改廃、その他重要事項を審議する。
- 第18条 総会は全会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は過半数の賛成を必要とする。但し、会則の改正については3分の2以上の賛成を必要とする。

- 第19条 総会は役員の任期中1回開く、ことを原則とし、会長または生徒委員会が必要と認めたとき、会員の10分の1以上の要求があったときは臨時に開く。
- 第20条 総会の議題は総会開催の3日前までに公示する。
- 第21条 総会の議長、副議長、書記は、生徒委員会の議長、副議長、書記が兼ねる。

第5章 生徒委員会

- 第22条 生徒委員会は総会に次ぐ決議機関で、総会で決議する事項以外の事項を決議する。
- 第23条 生徒委員会は各ホームルームより男女1名ずつ選出された生徒委員をもって構成される。
- 第24条 生徒委員の任期は4月から翌年の3月までの1年間とする。
- 第25条 生徒委員会は生徒委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。
- 第26条 生徒委員会は月1回開き、会長から要請があったとき、または議長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 第27条 生徒委員会は生徒委員中より次の委員を選出する。
選挙管理委員 8名
- 第28条 生徒委員会に次の役員を置く。
議長 1名 副議長 1名 書記 2名

第6章 執行委員会

- 第29条 執行委員会は本会の執行機関で、総会、生徒委員会の決議に基づき、会長の名において一切の会務を執行する。
- 第30条 執行委員会は生徒会役員、運動部連合委員会及び文化部連合委員会、専門委員会、特別委員会の各委員長をもって構成される。
- 第31条 執行委員会は次の機関を統轄する。
生徒会会計 運動部連合委員会 文化部連合委員会 専門委員会 特別委員会
- 第32条 執行委員会に次の役員を置く。
委員長 1名 副委員長 2名 書記 2名

第7章 選挙管理委員会

- 第33条 選挙管理委員会は会長、副会長、監査委員の選挙事務の管理及びリコールの際の事務を行う。
- 第34条 選挙管理委員会は、選挙の際の事務の一部を生徒委員に要請することができる。
- 第35条 選挙管理委員会は生徒委員会より選出された8名をもって構成される。
- 第36条 選挙管理委員の任期は生徒委員のそれに準ずる。
- 第37条 選挙管理委員は会長、副会長、監査委員の選挙権、被選挙権、推薦権を持たない。
- 第38条 選挙管理委員が会長、副会長、監査委員に立候補する際には、委員を辞職し、委員会は直ちに欠員を補充しなければならない。
- 第39条 選挙管理委員会に次の役員を置く。
委員長 1名 副委員長 1名 書記 2名

第8章 予算審議委員会

- 第40条 予算審議委員会は、各専門委員会及び各部から提出された要求額をもとにして、生徒会予算全般について審議し原案を作成する。

- 第41条 予算審議委員会は生徒会役員、及び文化部連合委員会及び運動部連合委員会の代表、各1名の計11名より構成される。
- 第42条 予算審議委員会の委員長は生徒会長が、副委員長は副会長が務める。
- 第43条 予算審議委員会は各専門委員会及び、各部に予算原案を提示し、修正期間をおく。
- 第44条 予算審議委員会の作成した原案は、生徒委員会の承認を得て、生徒総会で議決される。

第9章 監査委員会

- 第45条 監査委員会は、生徒会会計及び生徒会活動全般について監査し、総会または生徒委員会に報告する。
- 第46条 監査委員会は、1、2年の会員の中から6名以上の立候補者を募り、全会員の直接選挙によって選ばれた6名をもって構成される。但し、立候補者が6名に達しない場合、その不足人数分は生徒委員会より選出され、直接選挙によって選ばれる。
- 第47条 監査委員の任期は1年とし、10月に選出される。
- 第48条 監査委員は原則として他の委員との兼任は認めない。
- 第49条 監査委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 1名

第10章 専門委員会

- 第50条 専門委員会は次の通りとする。
- | | | | |
|--------|---------|----------|----------|
| 広報委員会 | 図書委員会 | 保健委員会 | 体育委員会 |
| 視聴覚委員会 | 環境整備委員会 | 体育祭実行委員会 | 西高祭実行委員会 |
| 合唱祭委員会 | 応援団委員会 | | |
- 第51条 専門委員会の主な任務は次の通りとする。
- 1) 広報委員会は校内の広報活動にあたる。
 - 2) 図書委員会は学校図書館の管理及び運営の協力にあたる。
 - 3) 保健委員会は校内の保健・衛生活動にあたる。
 - 4) 体育委員会は校内の体育行事の企画・運営及び体育器具の管理にあたる。
 - 5) 視聴覚委員会は校内の視聴覚活動にあたる。
 - 6) 環境整備委員会は校内の環境の美化及び整備にあたる。
 - 7) 体育祭実行委員会は体育祭の企画・運営にあたる。
 - 8) 西高祭実行委員会は西高祭（文化祭）の企画・運営にあたる。
 - 9) 合唱祭委員会は合唱祭の企画・運営にあたる。
 - 10) 応援団委員会は運動部連合委員会の要請により応援活動にあたる。

- 第52条 専門委員会は、各ホームルームより選出された委員をもって構成される。但し、専門委員会における各定員は次の通りとする。

広報 1名以上	図書 1名以上	保健 男女各1名以上	体育 男女各1名以上
視聴覚 1名以上	環境整備 男女各1名以上	体育祭 1名以上4名以内	
西高祭 1名以上	合唱祭 1・2年のみ2名以上	応援団 男1名以上、女1～2名	

- 第53条 専門委員の任期は生徒委員のそれに準ずる。

- 第54条 専門委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名以上 書記 2名以上

第 11 章 特別委員会

第 55 条 特別委員会は、生徒会行事その他特別な事項に対して臨時に設けられ、これを企画、運営する。

第 56 条 特別委員会は、執行委員会によって全会員の中から選出された委員によって構成される。特別委員の任期及び定数は定めない。

第 57 条 特別委員は監査委員を除く他の委員を兼任することができる。

第 58 条 特別委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 2名 会計 2名

第 12 章 運動部連合委員会・文化部連合委員会

第 59 条 運動部・文化部連合委員会は各部・同好会相互の連絡と部・同好会活動の円滑を図る。

第 60 条 各連合委員会はそれに所属する各部の部長をもって構成される。

第 61 条 各連合委員会は次の事項を行う。

- 1) 部・同好会の設立と改廃について発議する。
- 2) 部・同好会相互間の諸問題を円滑に解決する。
- 3) 部・同好会登録を主管する。

第 62 条 各連合委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 1名 会計 1名

第 63 条 部の昇格条件は次の通りとする。

- 1) 同好会として 1 年以上活動していること。
- 2) 部員数は原則として 10 名以上であること。また、部員が複数学年に在籍し、継続した活動を続けられること。
- 3) 活動目的・内容に教育的価値があること。
- 4) 活動場所があつて適切であること。
- 5) 活動時間が下校時間内できること。
- 6) 部員の費用負担があまりかからないこと。
- 7) 大きな備品類・高価な物で、学校で保管が必要なものと避ける。
- 8) 指導にあたる顧問教師が 1 名以上いること。
- 9) 部としてまとまって活動することができるものであること。
- 10) 既設部活動との関連を考慮すること。

第 63 条の 1 部の改廃条件は次の通りとする。

- 1) 部活動として 2 年以上活動していない。
- 2) 部員数が 2 名以下である。
- 3) 指導にあたる顧問が 1 名以上いない。

第 63 条の 2 同好会の設立条件は次の通りとする。

- 1) 活動目的・内容に教育的価値があること。
- 2) 同好会員数は原則 5 名以上であること。ただし、同好会の設立のためだけの会員登録は禁止する。
- 3) 安全な活動場所があること。
- 4) 指導にあたる顧問教師が 1 名以上いること。
- 5) 既設部活動との関連を考慮すること。

第 63 条の 3 同好会の改廃条件は次の通りとする。

- 1) 同好会として活動が認められない状況のとき。
- 2) 指導にあたる顧問がない。

第13章 運動部・文化部

- 第64条 運動部及び文化部の部長は部を代表し、それぞれの運動部連合委員会、文化部連合委員会を構成する。
- 第65条 部・同好会の成立、改廃は、運動部連合委員会または文化部連合委員会で発議し、生徒委員会、総会の承認を得なければならない。
- 第66条 部に次の役員を置く。
- 部長 1名 副部長 1名 会計 2名

第14章 リコール及び辞任

- 第67条 会員は会長、副会長、監査委員をリコールすることができる。
- 第68条 リコールは全会員の4分の1以上の要求を必要とし、全校投票による全会員の過半数の不信任投票をもって成立する。
- 第69条 原則として生徒会役員及び委員の辞任は認めない。

第15章 会 計

- 第70条 本会の経費は会費その他をもってこれに充てる。会員は毎月定まった会費を納入しなければならない。
- 第71条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終る。

第16章 会則の改正

- 第72条 本会則の改正は、生徒委員会で審議可決されたものについて、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第17章 補 則

- 第73条 本会則は平成12年4月1日より施行される。

生徒会選挙規定

<会 則>

本会会員は選挙管理委員以外全て選挙権を有する。但し、3年生は被選挙権を持たない。全投票数が本校在籍数の3分の2以上に達し、有効投票数が全投票数の3分の2以上に達したとき、この選挙は成立する。

<会長・副会長選挙>

- 1) 本選挙は立候補を原則とする。
- 2) 会長候補が1名の場合は信任投票にかけ、信任投票が有効投票の過半数に達した場合信任される。
不信任の場合は再公示・再選挙を行う。
- 3) 会長候補が2名の場合は得票数の上位者が信任される。
- 4) 会長候補が3名以上の場合は最高得票者得票数が有効得票数の過半数に達したときは信任とし、満たない場合は上位2名を選出して再選挙を行い得票数の上位者が信任される。
- 5) 副会長候補が2名の時のみ信任投票にかけ、信任投票数が有効投票数の過半数に達した場合信任される。不信任の場合は再公示・再選挙を行う。
- 6) 副会長候補が3名以上の場合は2名連記で投票し、得票数が有効得票数の過半数に達した場合は信任とし、過半数に満たない場合は残りの定員数の2倍の者を選出して再選挙を行い、得票数の上位者が信任される。

<監査委員選挙>

- 1) 生徒会規約第9章「監査委員会」により、6名の監査委員は全校生徒の中から信任投票により選出される。
- 2) 監査委員は立候補者の中から有効得票数の過半数の信任を得た6名が選出される。立候補者が6名に達しない場合、その不足人数分は生徒委員会より候補者として選出され、上記の信任投票にかけられる。

<投 票>

- 1) 投票は本規定の最初に指定された会員により行われる。
- 2) 投票は1人につき会長1名・副会長2名・監査委員6名を記す。
- 3) 投票は選挙管理委員会の指定した投票場所で全校投票により行われる。
- 4) 代理投票は認めない。
- 5) 不在者投票は前もって選挙管理委員会に申し出る。申し出のなかった場合は原則として認めない。

<開 票>

下記のものは無効とする。

- 1) 選挙管理委員会の指定した用紙を用いないもの。
- 2) 選挙管理委員会の指定した記載方法をとらないもの。
- 3) 選挙管理委員会の指定した記載事項以外を記入したもの。
- 4) 候補者のいずれを記入したか不明なもの。

生徒会機構図

